

平成28年9月6日

各 位

三井住友信託銀行株式会社

平成28年台風第10号で被災されたお客さまへ

このたびの台風第10号の被災地域にお住まいの皆さまにおかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復興をお祈り申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長 常陰 均)では、災害復旧に少しでもお役立て頂くため、平成28年9月6日より、以下の取り扱いを開始いたしました。

1. 被災状況に応じた被災者の皆さまへのお貸出のお取り扱いについて

「平成28年台風第10号被災者向け特別金利住宅ローン」

(1) 対象者 平成28年台風第10号により被害を受けた個人のお客さま
(お申込みに際しましては、所定の審査に必要な書類等にあわせて、被災(罹災)証明書のご提出が必要です。)

(2) 金額 1億円以内

(3) 金利 【全期間一定金利引下げ】

	特約期間	金利
変動プラン	—	店頭表示金利から
固定プラン	2・3・5・10・15・20・30年	年▲1.875%

【当初期間金利引下げ】

	特約期間	当初特約期間	当初期間経過後
固定プラン	2年	店頭表示金利から 年▲2.35%	店頭表示金利から 年▲1.70%
	3年	店頭表示金利から 年▲2.45%	店頭表示金利から 年▲1.70%
	5年	店頭表示金利から 年▲2.40%	店頭表示金利から 年▲1.70%
	10年	店頭表示金利から 年▲2.30%	店頭表示金利から 年▲1.40%
	15年	店頭表示金利から 年▲2.45%	店頭表示金利から 年▲1.40%
	20年	店頭表示金利から 年▲2.75%	店頭表示金利から 年▲1.40%
	30年	店頭表示金利から 年▲2.85%	店頭表示金利から 年▲1.40%

(4) 取扱期間 平成28年9月6日から平成29年9月30日までにお申し込み、かつ平成30年4月27日までのお借り入れ分

(5) その他 審査の結果により、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。お借り入れにあたっての条件等詳細は、最寄りの店舗あてにお問い合わせください。

2. 被災状況に応じた被災者の皆さまのご預金等のお取り扱いについて

(1) 通帳、証書、キャッシュカード、お届印を失くされた場合でも、ご本人さまであることを確認の上、ご預金等をお支払させていただきます。(別途、ご本人さまであることが確認できる書類をお持ちください。)

(2) 定期預金などの満期日前解約などについても、ご事情に応じてご相談を承ります。

詳しくはお取引店までご相談ください。

以 上